

「酒田市十里塚風力発電事業 環境影響評価準備書」に対する質問票

2017年6月19日提出

ふりがな 氏名	金子 博
連絡先	090-9033-2013

質問内容	該当するページ等
<p>専門の学識経験者等からの意見聴取；</p> <p>環境影響評価方法書に係る山形県知事からの意見として「専門の学識経験者等から意見を聴くこと」が求められ、「専門の学識経験者等のご意見をお聞きし、環境影響評価を実施しました」とある。鳥類や植物については、専門の学識経験者から聴取した意見が記載されているが、施設の存在に係る重要な地形及び地質への影響については、専門の学識経験者からの意見が記載されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前例のない、海岸林の保全に重要な「砂草地」に風力発電施設を建設することについて、専門の学識経験者から意見の聴取を行わなかったのであれば、その理由は何か。 ・聴取したのであれば、聴取内容を記載するべきである。 	要約書 p. 48
<p>施設の存在に係る重要な地形及び地質への影響の程度；</p> <p>本事業に係る風況観測は地上高さ40mで実施し、その結果から「設備周囲数mの範囲で新たに飛砂が発生する風速の約4m/s～約6m/sの風の出現率は、1年間で約6.7%」であると導き出している。その際、飛砂の発生は、砂面上約1m高さにおける風速が5.5m/s以上となる条件下で発生するとの知見を根拠としている。1981年から2010年の酒田における風速10m/s以上の出現日数は平均86日となっており、5.5m/s以上を含めるとさらに多い（気象庁気象データ）。</p> <p>○風速10m/s以上の出現日数の86日は、年間の約24%に相当することから、本準備書における不可解な論法では影響を過小に評価してしまうことになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に飛砂に係る評価を想定しておきながら、砂面上約1m高さの風況観測を行わなかった理由は何か。 ・また、地上高さ40mでの観測結果から設備周囲数mの範囲で新たに飛砂が発生する風速の約4m/s～約6m/sの風の出現率を導き出そうとした理由は何か。 	要約書 p.87-92

<p>○風力発電設備の完成前後における風速比の予測結果では、1.1倍から1.5倍程度に風速が強まることが示された。海岸林の保全等に詳しい学識経験者らが懸念している「砂草地」への影響を裏付ける結果である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しかしながら本準備書では、評価結果として「本事業では、風力発電施設の存在に係る重要な地形及び地質への影響を可能な限り低減するため、(中略)影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価」しているが、評価に至る根拠(データ含む)は何か。 ・予測結果から、流体の乱流が局所的に発生し、その風速が最大で5割程度増大されることから、発電施設の設置による影響は少ない。また、「砂草地」の後背地に波及する影響について、的確に評価しておくべきと考えるが、本準備書では検討が行われていない。その理由は何か。 	
<p>動物-鳥類-予測結果-バードストライク；</p> <p>バードストライクについて本準備書で用いている「球体モデルによる風車への鳥類衝突数の推定法」は、任意の観察時における飛翔観測結果等を基に推計していることから、その結果は観測頻度や記録精度に大きく左右される。本準備書では2ヵ月に1回程度、計7回(日)の観測の結果に基づいて衝突数の予測値が算出されている。</p> <p>例えば、オジロワシやオオタカの衝突数(年平均・累積)はそれぞれ0.000個体、約0.000個体であるが、当該地域に隣接する県営風力発電事業における準備書では、約0.055個体、0.001個体となっている。観測日にたまたま飛翔が確認されないだけで、予測値はゼロになる。また、渡りや繁殖の期間中にあたる実際の観測日は、オジロワシについては1-2日、オオタカでは3-4日である。</p> <p>観測日数が極めて少ないことや本推定法自体が抱える不確実さから、事業者においては「鳥類の衝突事故の把握を行う」ことや、「バードストライクが発生した場合」に適切に対応する、との事後的な対応の記載にとどめたものと推察する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥類(猛禽類)について、不確実性の高い鳥類衝突の推定法によらず、重要な種として2目2科7種の稀少猛禽類が確認されたことや国の鳥獣保護区域であることの重要性について、生息等の事実や飛翔状況を的確に評価し、その旨を記載すべきである。本準備書にそのような言及がないのはなぜか。 	<p>要約書 p.103-105</p>

<p>植物-重要な群落；</p> <p>本事業の実施に伴い重要な在来海浜植物群落での改変面積は、約19,000平方mであり、重要群落の消失率は、ケカモノハシ群落で約24%、ハマボウフウ群落で約16%、ハマニガナ群落で約20%と予測されている。これらの群落消失率についての評価結果として、事業者は重要な群落及び生育地への影響を認めながら、「重要な植物種への影響はない」としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要群落としているケカモノハシ群落、ハマボウフウ群落、ハマニガナ群落の消失率が平均2割であるのに、「重要な植物種への影響はない」と断定している。仮に移植措置などを理由にして「影響がない」と記載したのであれば、恣意的である。断定的に記述した理由と根拠は何か。 	<p>要約書 p.111-112</p>
<p>景観-予測・評価；</p> <p>環境影響評価方法書に係る山形県知事の意見に対する事業者の見解として、「景観については、自然公園等の位置や住民意見、眺望点等の利用状況等を把握し、自然、歴史、文化等の多様な側面からの地域の景観特性の把握に努めました。また、景観資源についても同様に把握に努めるとともに、これら情報を基に、予測評価を行いました」とある。</p> <p>地形改変に伴う主要な「眺望点の分布の改変」「景観資源の分布の改変」「眺望景観の変化」の程度についての記載はあるが、住民意見や自然、歴史、文化等の多様な側面からの地域の景観特性の把握についての評価結果に係る記載が一切ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な環境影響評価に係る説明会において出た住民意見の一つに、「2010年、当該地域における民間事業者による同種事業計画において、自然公園内新築行為に係る事前協議への対応では、風致景観に著しい影響を及ぼすため認められないとした酒田市及び山形県の判断があるが、これらの経緯等についても把握し、予測評価に加えるべきである」との意見を出した。 <p>本準備書において、知事意見への見解で言及しているにもかかわらず、これらの事実等を把握しなかった理由は何か。また、予測評価において言及（記載）しなかった理由は何か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同様に、県知事意見の背景にある庄内海岸のクロマツ林の保全や育成のため、小中学校の児童を巻き込んだ地域教育、ボランティア活動を展開してきた酒田市や山形県の取り組みについて、これらの事実等を把握し、本準備書に反映しなかった理由は何か。 	<p>要約書 p.50 p.128-142</p>

事業の目的；

本事業は、酒田市長と山形県知事が共同記者会見で唐突に事業計画が発表された。山形県エネルギー戦略の下、行政セクターが先導して再生エネルギーの開発に取り組むという、県営風力発電事業と同一の目的であることから、法令を遵守して環境影響評価の手続きを行うべきであったと考える。

- ・自主アセスで行うことにした理由について、県民に理解されていると認識しているのか。